資料 2- 1

新型コロナウイルス感染症対策に関する見解

令 和 3 年 8 月 12 日
岩 手 県 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス
感 染 症 対 策 専 門 委 員 会

新型コロナウイルス感染症については、今週に至って新規感染者数の増加が全国共通の傾向となり、これまでに経験したことがない更なる感染拡大事態が目前に迫る状況となっています。

岩手県においても、既に県内外の人々の往来に起因する感染拡大や新たな変異株（デルタ株）によると考えられる急激な状況悪化の兆しが見られます。

ついては、先の見解において懸念していた岩手県におけるまん延期の基本対応方針に加え、感染の爆発的拡大を可能な限り抑制するための具体的行動を専門委員会見解として追加提言いたします。

記

１　現状（令和３年８月）

(1) 岩手県内の流行状況は、7月上旬以降の岩手県中部保健所管内における職場､飲食店､教育･保育施設等でのクラスター確認以降、関連する家族あるいは家族間での感染連鎖が継続的に確認されている他、盛岡市においても教育機関やスポーツ施設、大規模商業施設等における感染例確認が相次ぎ､さらには宮古市等の沿岸部への広がりも見られます。新規感染患者の低年齢への広がりは８月に入って一層顕著となり､年齢層に関わらず、ワクチン接種済の方への感染も見られます。

(2) 岩手県内外での大規模イベント開催の有無に関わらず､社会活動は次第に活発化しており､岩手県内への人口流入や人々の日常活動は、現時点よりも遥かに感染者が少なかった１年前に比較して明らかに増加傾向にあります。

(3) 変異株については、スクリーニング検査やゲノム解析の結果から、岩手県でも６月中の時点で E484K 変異がある株（R.1 系統）から N501Y 変異があるアルファ株（B.1.1.7 系統）に置き換わったことが確認され、さらに７月上旬から検出されている L452R 変異株の割合は確実に高まっています。L452R 変異が確認されたものについては、多くがデルタ株（B.1.617.2 系統）であることが判明していることは既報のごとくです。岩手県内もアルファ株からいわゆるデルタ株に急速に置き換わりつつあります。

２　専門的見地からの助言

(1) 岩手県では、７月下旬からの新規患者数増加傾向が８月に入ってより顕著となり､その広がりは既に岩手県内全域に及んでいること､同時に感染性が高いとされるデルタ株の関与が強く疑われる集団発生も確認され､家族の一員が感染することにより家族全員の行動制限を要する事態が散見されること､発症時に抗原検査キットなどで自主検査にも関わらず、後に感染が確認された事例等も存在することから、いわゆるフェーズの数値基準を超えて「集団感染リスクが高まる新たな状況」が県内に既に存在していると推

定されます。

(2) 首都圏等における急激な感染拡大状況を受け、当該地域では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられているところですが、夏休み及び帰省シーズンが既に始まっていることから、岩手県への人口移動は更に増加し、既に岩手県内への感染者の流入が生じており、爆発的感染拡大へのリスクが直近に迫っている状態と評価されます。

(3) このことは、感染対策意識が深化したとは言え、先の提言に示した政府による一般的な行動様式の提言【別掲１】のみでは、必ずしも充分とは言えない状況に至っているものと考えられることから、県民の皆さまにはこの危機的なリスクの高まりに対しての対応が求められるところです。

(4) 岩手県は既に独自の「岩手警戒宣言」を発しているところでありますが、当専門委員会としましては、先に発出した助言に追加的対応策を加味した緊急的な提言を発出することといたします。

(5) この提言【別掲２】は、流行の始まりから約１年前までの岩手県の経験から、より確実な行動によって感染者を抑制し、医療資源が必ずしも潤沢とは言えない岩手県内の通常医療への影響を最少にとどめ、かつ、まん延状態への急速な移行を阻止するため、新型コロナ感染症の流行初期に採られた県民や事業者等の警戒行動を、今一度皆さまに思い起こしていただくためのものですので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

【別掲１】新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和３年６月 16 日）提言
「変異株が出現した今、求められる行動様式」

（１）マスクを鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底すること。その際には、適切な方法で着用できることを第一とした上で、感染リスクの比較的高い場面では、できればフィルター性能の高い不織布マスクを着用すること。三密のいずれも避けること。特に人と人との距離には気を付けること。

（２）マスクをしっかりと着用していても、室内でおしゃべりする時間は可能な限り短くして、大声は避けること。

（３）今まで以上に換気には留意すること。

（４）出来る限り、テレワークを行うこと。職場においても、(１)～(３)を徹底すること。

（５）体調不良時には出勤・登校をせず、必要な場合には近医を受診すること。

（６）ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、マスクを着用すること。

（７）ワクチン接種後にも、国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、大人数の飲み会は控えること。

【別掲２】岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会提言

「急激な感染拡大事態およびまん延期に備えての望ましい県民の行動」

① 夏休みやお盆期間の前後における感染リスクの上昇が岩手県内でも現実のものとなっていることから、休暇期間中であっても不要不急の外出や都道府県をまたぐ移動、家族の受け入れは原則として一旦中止または延期すること。

② 職務等で都道府県を越える移動を要する場合には、移動直前に居住あるいは滞在していた都道府県の行動要請を、来県後も14日程度継続する。あるいは可能ならば症状の有無に関わらず移動前に民間等の診断検査等も考慮すること。

③ 感染の機会は、既知の人物かどうかを問わず、全ての県民にあることから夏休みやお盆期間を挟む14日間程度は恒例の家庭内行事や習慣的行動を見直して予期せぬ生活の制限に繋がることのないよう各自において留意すべきこと。

④ 新型コロナワクチン（以下、ワクチン）の効果を過信せず、むしろ感染後にも症状が軽いことにより「感染させる側」になりうる可能性が否定できないことを認識して慎重に行動する。特に「非接種者同士の集合」や「接種者と非接種者の接触」は当面可能な限り控えること。

⑤ 県民全体としてのワクチン接種率は徐々に向上しつつあるものの、全ての年齢や集団で完全に感染から守る効果までは期待できないことから、家庭内及び地域や職業集団のワクチン接種率が十分（概ね集団の70%以上）に向上するまでの間、政府が示す基本的感染対策をより適切に継続すべきこと。

⑥ ワクチン接種の有無に関わらず、今後の本格的まん延事態では、県内においても医療事情の逼迫が懸念されることから、不測の感染や重症化に備えて自らの行動履歴を管理するほか、緊急時に連絡等の援助を依頼可能な友人や家族と連絡手段となる電話等の通信手段、さらには入院や自宅待機に備え、受診のためのお薬手帳や保険証、発熱時の水分補給や冷却手段など応急処置用品、調理を要しない食品や着替えなどの生活資材等をある程度、身の回りに確保しておくべきこと。

⑦ 事業所・飲食店等においては、職員・従業員に対するワクチンの職域接種に努め健康状態の記録や自己点検を行うとともに、リスクの高いサービスの提供を見直すなど業種別ガイドラインを遵守し、職場内での感染対策を徹底すること。

⑧ 学校等、教育研修機関においては、夏季休業中の活動を必要最小限とし、休業後の活動についても、不特定多数との接触を伴う活動を可能な限り見直し、必要な場合にも人員を限定し直行直帰するなど、感染防止策の徹底に努めること。また、学生や職員家族の健康状態についても把握するように努めること。

⑨ 医療機関においては、感染者の早期発見のため、不特定多数との対人業務や家族内での有症状者との接触・会食歴など、リスクの高い行動が見られる者は積極的検査に繋げること。

⑩ 推奨される行動を個人が実践することによって感染状況を改善するとともに、ワクチンの接種率向上によって社会的免疫を獲得することが、以前の生活を取り戻す第一歩となることを全県民が認識し、感染者や接触者、ワクチン接種歴等で差別することなく協力して健康の維持に努めること。